調査レポート

鳥取県を中心とした産業発展の歴史

（明治・大正編Ⅰ）

1871 年（明治 4 年），廃藩置県により成立した鳥取県は，1876 年に行われた県の整理統合で廃止され島根県に統合された。以後，旧鳥取県の中でも島根県の県庁所在地であった松江から遠い因幡（いなば）地方の衰退が著しく，県の復活を求める運動により，1881 年になってようやく鳥取県が再置されたのであった。

鳥取県では古くから中国山地沿いで活発であった，たたら製鉄や畜産が盛んに行われ，県内でも重要な産業となっていた。中でも和牛を中心とした畜産業は県内各地にみられ，大山山麓で開催されていた牛馬市は国内随一の規模を誇っていたといわれている。この他，県内では米子から境港にかけての弓ヶ浜半島には綿の栽培地帯が広がり，後の繊維産業活発化に寄与した。県中部の倉吉では千歯の生産が行われ，明治時代の初期には国内生産の 5 割を占めるなど重要な生産拠点になっていた。重要な漁港であった境港には小規模ながら造船業が発達し，西洋形帆船の造船所として知られた林造船所などが存在していた。

明治時代の初期から中期にかけて，富国強兵・殖産興業が国を挙げた重要施策となっていたが，鳥取県では 1881 年に再置されて以降ようやく本格的な勧業政策が行われるようになった。また，士族授産事業として各種の対応が行われたが，全国に比べ産業振興は遅れ気味であった。

１．明治維新と鳥取県の成立

（１）版籍奉還と廃藩置県

明治維新はわが国が近代国家へと生まれ変わる大きなきっかけとなった。それまで身分制度などによって職業や社会が厳密に規定され，自由な経済活動が行いにくい状況にあったが，明治時代に入ると新しい経済制度が打ち出され，職業の自由が認められるようになった。

明治維新後にまず行われたのが行政組織の変更であり，新政府の樹立による藩体制の廃止の一環として，1869 年（明治 2 年）に版籍奉還が行われた。版籍奉還は各藩の管理下にあった土地や人民を新政府に属するものとすることで，権限の中央集権化を図るものであった。その際，各藩の藩主は藩知事となり，中央から任命されて各地を統括するという立場に変わった。

次いで，1871 年（明治 4 年）には藩を廃止し，その代わりに県を設置する廃藩置県が行われた。廃藩置県の直後は旧藩の領有地をほぼそのまま県に移行した形であったため，全国で三つの府と 302 の県が成立することになった。

中国地域では，大小合わせて多数の藩が存在しており，それがそのまま県となったことから，全体で 25 の県が存在していた。このうち，鳥取県については伯耆（ほうき）地方（鳥取県の西部），因幡地方（鳥取県の東部）に加え，播州（ばんしゅう）（兵庫県の南西部）の飛び地を含む旧鳥取藩の領域がそのまま県へと移行したため，中国 5 県の中では唯一ほぼ現在の県エリアをすべて統括する行政区域となっていた。ただ，播州の飛び地については，1871 年末に分離され，姫路県（後：飾磨（しかま）県，1876 年に兵庫県に統合）に編入された。

なお，鳥取藩のエリアには，かつて若桜（わかさ）藩（鳥取西館新田藩（にしだてしんでん）），鹿奴（しかの）藩（鳥取東館新田藩（ひがしだてしんでん））という二つの藩が存在したが，これらはいずれも鳥取藩の支藩であり，もともと藩庁は鳥取城下にあって実質的な領地は持っていなかった。明治時代に入り，鳥取東館新田藩は鹿奴（後の鹿野町，現：鳥取市）の陣屋（行政や居住のための屋敷）に藩庁を移したため，鹿奴藩と呼ばれるようになった

が，1869年（明治2年）には鳥取藩に統合された。一方，鳥取西館新田藩については，明治時代になって若桜（現：八頭郡若桜町）に陣屋を置いたことから若桜藩と呼ばれたが，これも1870年に鳥取藩に統合された。従って，廃藩置県前には現在の鳥取県エリアは鳥取藩のみとなっており，このことが，多くの藩が残っていた他県とは異なる鳥取県の特徴であったといえる。

（２）鳥取県の変遷

①鳥取県の廃止と島根県への統合

1871年の廃藩置県後も，鳥取県を含む山陰地域では行政区域の変更が何度か行われた。当時の廃藩置県はもとの藩のエリアを継承して県に移行しただけであり，多様な規模や境界を有する県があって，その後の県の運営に支障をきたす可能性があった。このため，廃藩置県直後から県の整理・統合が進められていった。

鳥取県に隣接した現在の島根県のエリアでは，1871年4月に松江県，母里県，広瀬県が統合されて島根県が成立した。さらにこの島根県に，浜田県から分離した隠岐が組み込まれることになったが，同年12月には隠岐が鳥取県に移管されることになる。

その後，1876年（明治9年）になって政府はさらなる県の整理統合を目指し，この年の4月には浜田県と島根県が統合され，新たに島根県が設置されることとなった。さらに，同年8月には鳥取県が廃止され，現在の中国地域における山陰2県を管轄する島根県が成立した（図表1）。

この年に廃止された県は鳥取県の他に，石川県などに統合された敦賀県（現：福井県），愛媛県に統合された香川県，高知県などに統合された名東県（現：徳島県），鹿児島県に統合された宮崎県などがあり，全国で14県に上った。

なお，鳥取県と島根県の統合については既に1872年（明治5年）頃から構想があり，この時には両県統合後は米子に県庁を置くという案が提示されている。この他に，因幡地方を岡山県の美作・備前地方と統合して北条県とし，伯耆地方と出雲・隠岐地方を合わせて島根県とする案，因幡地方を豊岡県（現在の兵庫県と京都府の北部）に統合し，伯耆地方と出雲地方・石見地方の一部を島根県に，石見地方の残りを山口県に合併する案もあった。これら2案はいずれも因幡地方と伯耆地方を分割して異なる行政区域にするというものであったが，これは，同じ鳥取藩内にあって因幡地方と伯耆地方は住民意識や産業などが異なり，両地方を結ぶ交通の便が悪いなどの事情があったことなどによるものとみられる。

②鳥取県の再置

鳥取県は島根県に統合されたが，これによってそれまで行政の中心地であった鳥取は大きく衰退した。県庁所在地の松江からも遠く離れていて，交通の便が悪いという問題もあった。

このため，県の統合直後から，旧鳥取県で県の復興を求める運動がみられるようになる。ただし，復興運動が盛り上がりを見せたのは主として県東部の因幡地方を中心とした地域であって，むしろ伯耆地方は復興に消極的であった。これは，伯耆地方は島根県の出雲地方に近く，県庁所在地は鳥取より松江が便利であったこと，鳥取県の独立による税負担の高まりに対する懸念もあったことなどによるものである。

このように，鳥取県の再置運動や，それに反対する動きが起きる中，鳥取県を再置せず因幡地方を兵庫県に統合するという案も出たものの，最終的には因幡・伯耆地方を島根県から分離し，鳥取県として再置することが決定，1881年（明治14年）に鳥取県が再置されたのであった。

なお，これに前後して，鳥取県同様に1876年に廃止された県のいくつかが，再置されている。

図表１　山陰地域の県の変遷

<table>
<tr><th colspan="2">江戸時代以前</th><th colspan="3">明治維新～廃藩置県前</th><th colspan="2">1871年</th><th>1876年</th><th>1881年</th></tr>
<tr><td rowspan="3">出雲</td><td>松江藩</td><td colspan="3">松江藩</td><td>松江県</td><td rowspan="3">島根県</td><td rowspan="5">島根県</td><td rowspan="9">島根県</td></tr>
<tr><td>広瀬藩</td><td colspan="3">広瀬藩</td><td>広瀬県</td></tr>
<tr><td>母里藩</td><td colspan="3">母里藩</td><td>母里県</td></tr>
<tr><td rowspan="2">石見</td><td>浜田藩</td><td>長州藩に占領</td><td>大森県</td><td>浜田県</td><td rowspan="3">浜田県</td><td rowspan="3">浜田県</td></tr>
<tr><td>津和野藩</td><td colspan="3">津和野藩</td></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>ー</td><td>隠岐県</td><td>大森県</td><td>浜田県</td><td>島根県</td><td rowspan="6">島根県</td></tr>
<tr><td rowspan="3">因幡</td><td>若桜藩</td><td colspan="2">若桜藩</td><td rowspan="4">鳥取藩</td><td colspan="2" rowspan="4">鳥取県</td><td rowspan="4">鳥取県</td></tr>
<tr><td>鹿奴藩</td><td colspan="2" rowspan="3">鳥取藩</td></tr>
<tr><td>鳥取藩</td></tr>
<tr><td>伯耆</td></tr>
</table>

資料：鳥取県「鳥取県史　近代　第二巻　政治篇」ほか

鳥取県再置の際，隠岐地方については島根県の管轄として残されることになった。こうして，短期間のうちに何度か行政単位の変更があった山陰地域は，1881 年になってようやく現在の鳥取県・島根県エリアが確定した。

２．明治時代初期の主要産業と分布

（１）たたら製鉄

①中国山地とたたら製鉄

江戸時代から明治時代にかけての中国地域において，山間部を中心に広くみられた産業の一つに，たたら製鉄がある。中国山地には磁鉄鉱を含む花崗岩が豊富に存在しており，このため土砂の中から砂鉄を採取することが可能であった。この砂鉄を原料として行われていたのが，たたら製鉄であった。

ちなみに，砂鉄は採取される場所によって山砂鉄，川砂鉄，浜砂鉄などがあるが，このうち山砂鉄が最も上質なものとされていた。また，山砂鉄には真砂（まさ）砂鉄と赤目（あこめ）砂鉄があり，このうち真砂砂鉄は磁鉄鉱を含んで純度が高いため，主として鋼の原料とされた。一方，赤目砂鉄は赤鉄鉱を多く含み不純物があるため，銑鉄の原料となった。真砂砂鉄で製造した鋼は，ねばりがあって折れたり曲がったりすることがなく，きわめて丈夫な鉄製品を作ることができた。この真砂砂鉄は中国山地でも鳥取県日野（ひの）郡や島根県仁多（にた）郡といった山陰側に多く存在しており，赤目砂鉄の割合が高かった山陽側とは異なる分布を示していた。

このような原料の違いが山陽側と山陰側でのたたら製鉄の製法に差異をもたらすとともに，優れた日本刀などの原材料として山陰地域で製造された鋼が多く用いられることになったのであった。

図表２　中国山地における鉄山業の分布状況（江戸時代）

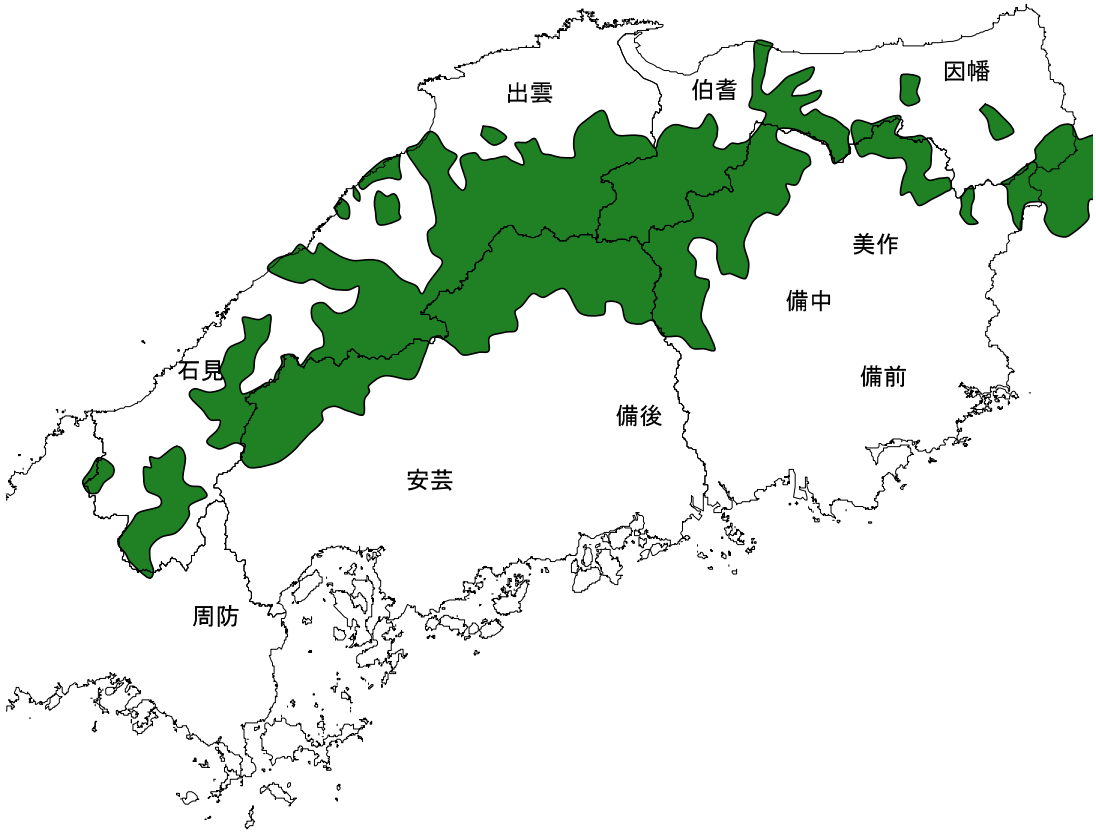

注：境界線は，現在の中国５ 県の県境であり，当時の領土別境界とは異なる
資料：地方史研究協議会「日本産業史大系７　中国四国地方篇」（東京大学出版会）

さらに，たたら製鉄には燃料となる大量の木材が必要であったが，山陰側は山陽側に比べ湿潤な気候であり，木の育成が早かった。加えて，水が豊富であったため，砂鉄採取のための“鉄穴流し（山の上から土砂を大量の水で流し，砂鉄を分離する方法）”を行うことが容易であった。このようなことも，山陰側でたたら製鉄が発展した大きな要因であったとみられる。

図表２は中国山地における鉄山業の分布状況を示したものだが，中国山地を中心に広範囲に存在していることはもちろん，山陰側では山間部のみならず沿岸部に至るまで広がりをみせており，それだけ山陰地域でのたたら製鉄が活発に行われていたことを意味するものといえよう。

また，鳥取県のエリアでは，因幡地方に比べ島根県側に近い伯耆地方において，鉄山業の拠点が広く分布していることがわかる。中でも，県の南西部に位置する日野郡は，島根県の出雲地方と並んでわが国におけるたたら製鉄の拠点となり，江戸時代中期以降は鋼の産地として大阪市場などでも著名であった。

江戸時代の末期頃から諸外国からの安価な洋鉄輸入がみられるようになり，たたら製鉄による和鉄はコスト的に太刀打ちできなくなるなど，次第に厳しい状況に陥っていくことになる。

②明治時代初期のたたら製鉄

明治時代に入ると，明治政府は貨幣や武器，機械などの原材料となる金属資源の確保と開発に熱意をみせるようになる。政府は，1869年（明治２年）に従来幕府の統制下に置かれていた鉱山の採掘権を一般に開放したが，1872年になって領有権を宣言し，国内の鉱山はすべて国から借り受けて採掘するという形がとられることになった。

1873年（明治６年）には日本坑法が発布され，鉱山の採掘権は政府に帰属することになるとともに，鉱業を営む場合は政府から坑区を借用して税金を納めることや，精錬については必ず鉱山の採掘者が行うことなどが義務付けられた。

たたら製鉄についてもこの日本坑法が適用されることになったが，いわゆる鉱物資源の採掘などと異なって，たたら製鉄では砂鉄の採取は農家の副業などとして行われる場合が多く，採取者は必ずしも鉄穴（砂鉄の採取場）の所有者や鉄山師（たたら製鉄の経営者）でない場合が多かった。このため，多額の資本が必要なたたら製鉄の運営を砂鉄の採取者が行うことは不可能に近く，従来の鉄穴所有者の権利関係などの調整に際して紛争が起き，政府への採取願いが不許可になるなどの問題が発生した。

このため，たたら製鉄の運営が困難になるといった状況も生じるようになってきたことから，鳥取県は日野郡の鉄山師であった近藤喜八郎を鉄山用係に任命し，砂鉄採取業の振興を図るとともに政府への嘆願を行い，たたら製鉄の許可を得ることに成功したのであった。

（２）畜産

①中国地域における畜産業

中国地域は古くから和牛の産地として知られていた。例えば，鎌倉時代の1310年（延慶３年）には，「国牛十図」に筑紫（福岡県南西部），淡路（淡路島），但馬（兵庫県北部），河内（大阪府東部），遠江（静岡県西部），などに混じって出雲，石見などが挙げられていた。室町時代である1369年（応安２年）の「駿牛絵図」にも筑紫，但馬，河内，出雲，周防などが良牛の産地として記されており，「馬の東国，牛の西国」といわれるなど，和牛の産地は近畿，北陸，中国，北九州などが中心となっていた。

江戸時代に入ると，領主は農業生産力の向上を図る手段として畜産を積極的に奨励した。こうした中で，例えば鳥取藩では困窮農民に対して「牛銀」という名目で耕牛購入資金を貸し付けていた。松江藩では物産方が牝牛を買い上げ，これを農家で飼育させるなど，農業振興とともに畜産振興も図っていた。

その後，農機具の発達などによって耕作にかかわる牛馬の数が減少したこと，肥料も牛糞などの厩肥から即効性のある金肥へ変わっていったことなどもあって，平野部での畜産が減少傾向となる。ただ，その一方で，山間部での畜産は次第に増加していくことになる。これは，中国山地においては気候が湿潤で，飼料となる草の質や量が良好であること，石灰分を多量に含んでいること，山岳地帯であるため脚や角が丈夫になることなど，質の良い牛が育つ環境が整っていたことによる。こうした環境は，中国山地の中でも特に山陰

側において条件が整っており，島根県や鳥取県の山間部において畜産が発達する要因となった。

また，たたら製鉄が盛んであったエリアでは，砂鉄，燃料炭や産鉄などの運搬用として，牛や馬の飼育が行われ，中でも日野郡では明治時代の前半にかけて牛馬数が大幅に増加していった。さらに，1872 年（明治 5 年），鳥取県は乳牛 2 頭が大蔵省勧農寮から払い下げられ，これが県内における乳業のきっかけとなった。

このようなことを背景に，中国山地における畜産業は著しく発展し，明治時代の末頃には中国地域では鳥取県，島根県，岡山県，広島県で 7 万頭以上の和牛が飼われるなど，九州と並んで全国でも随一の生産地帯となっていた（図表 3）。

②品種改良と蔓牛（つるうし）

鳥取県での和牛の系統は因幡地方，伯耆地方でそれぞれ異なっていた。因幡の和牛は但馬牛の系統を引くものが多く，一方で伯耆の和牛は出雲，備中の雑種が多かった。しかし，牛の取り引きが活発に行われるようになっていくに従い，牛の品種改良に対する意欲が高まっていった。特に牛による耕作が盛んに行われていた日野郡や，牛以外に換金農作物が少なかった八頭郡では，地主層を中心に自主的な和牛の改良が進められていった。

中でも八頭郡では，旧藩時代から牝牛の血統を尊重する習慣があった。牛の優劣に対する評価は地域によって若干基準が異なり，このため品種改良によってそれぞれの地域で独特の和牛が飼育されることになる。この当時，中国山地の各地で飼育された優れた資質を持つ和牛は，蔓牛と呼ばれていた。

これら蔓牛は，その優れた血統などから一般の牛に比べ，市場において高く評価されていた。このように，鳥取県では日野郡，八頭郡などにおいて個性のある各種の蔓牛が飼育されていたが，日

図表 3　国内での畜牛分布（1910 年［明治 43 年］末時点）

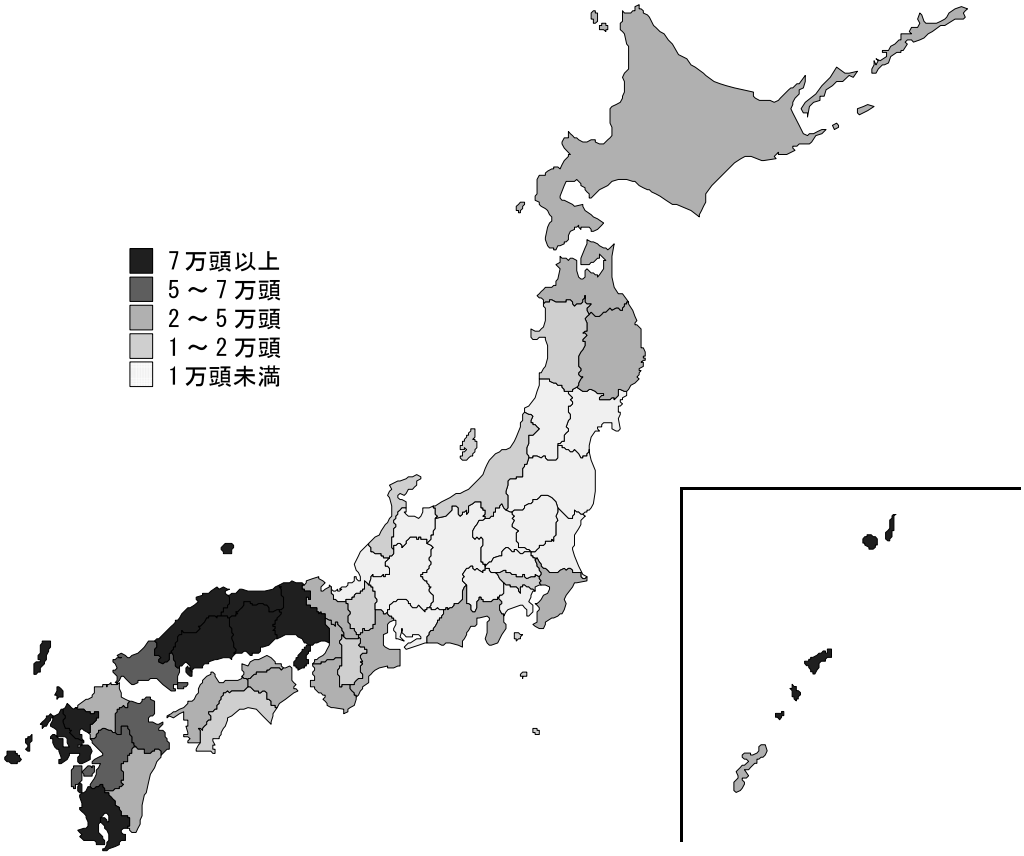

資料：宮坂梧朗 / 農林省畜産局「畜産経済地理」（叢文閣）

野郡では岡山県阿哲郡の系統を引いた竹の谷蔓，島根県能義郡の系統による彦右衛門蔓など，県境を越えての蔓牛の導入が進められた。

③牛馬市

このように，中国山地では畜産業が活発に行われていたが，鳥取県の大山では古くから牛馬市が開かれ，江戸時代には日本三大市場（鳥取県大山の牛馬市，広島県久井（くい）の牛市，福島県白河の馬市）の中でも随一といわれた大山博労座（ばくろうざ）が運営されていた。

ちなみに，大山で牛馬市が開催されるようになったのは，平安時代に大山寺の本尊地蔵菩薩が牛馬守護の仏であるとされ，牛馬安全の守護札を施与するようになったことから，各地の農家がこの守護札を受けるため集まり，牛馬比べや農具市などが開かれるようになったことがきっかけであるといわれている。

大山では牛馬市で得られた収入を元に，中国地域での牛馬の改良，畜産の発達に努め，各藩に対する馬の供給なども行っていた。

明治時代に入ってからも毎年のように牛馬市が開かれ，牛馬の購買客や商人は中国地域はもちろん，近畿などからも集まっていた。大山牛馬市では，年間で数千頭から1万頭を超えるほどの牛馬の取り引きが行われていたとされており，国内でも有数の牛馬市となっていた（図表4）。

（3）木綿

江戸時代中期以降，鳥取藩では国産奨励政策によって綿，藍，紅花，煙草などの生産を奨励していた。その結果，明治時代初期には藩内にそれぞれの特産地が形成されていた。

鳥取県の綿作の生産額が農業生産全体に占める割合は，1874年（明治7年）時点で7.7%であり（図表5），中国地域では岡山県や広島県をかなり上回って，全国5位の水準であった。当時の主要農作物は米であり，生産額に占める米の割合が高いことはいうまでもないが，それだけでなく，鳥取県の農業は綿作に対する依存度がかなり高かったことを示している。

鳥取県内では会見郡（現：西伯郡，現在の米子市や境港市なども含む）に主要な綿作地帯が広

図表5　主要作物別の生産額構成比（1874年［明治7年］）

（単位：%）

		鳥取	岡山	広島	全国
穀類		81.4	90.9	86.3	75.9
	米	69.8	78.1	68.4	58.9
	麦	7.8	10.4	14.5	10.3
	雑穀	3.8	2.4	3.4	6.7
蔬菜果実		5.0	2.1	1.4	5.0
加工原料作物		13.6	7.0	12.3	19.1
	綿	7.7	3.2	5.0	―

注：蔬菜（そさい）とは食用になる草木のうち栽培されたものを指しており，ほぼ野菜と同義
資料：鳥取県「鳥取県史　近代　第三巻　経済篇」

図表4　国内の主要牛馬市と取引頭数（1882年［明治15年］時点）

	所在地	頭数		
		牛	馬	計
大山牛馬市	鳥取県大山町	8,400	3,600	12,000
久井牛馬市	広島県三原市（旧：久井町）	5,000	1,200	6,200
出羽牛馬市	島根県邑南町（旧：瑞穂町）	3,500	150	3,650
根雨牛馬市	鳥取県日野町	3,300	100	3,400
三刀屋牛馬市	島根県雲南市（旧：三刀屋町）	3,000	300	3,300
椎谷馬市	新潟県柏崎市	―	3,200	3,200
福島馬市	長野県木曽町（旧：木曽福島町）	―	2,565	2,565
横田牛馬市	島根県奥出雲町（旧：横田町）	2,000	200	2,200
白河馬市	福島県白河市	―	2,000	2,000

注：取引頭数が2,000頭以上の市場を掲載
資料：農林省畜産局「畜産発達史　別篇」

がっており，このエリアでの綿作は県全体の９割を占めていた（図表６）。

また，ここは木綿や綿糸などに加え，愛媛県の伊予絣（かすり）と並ぶ浜の目絣と呼ばれた織物の生産地でもあった。この頃の会見郡における実綿（木綿の原料）の生産量は，国内の各郡別生産量において第１位を記録している。

会見郡に広がっていた綿作に対し，木綿問屋の中心地となっていたのが久米郡（後：東伯郡）であった。江戸時代には綿糸や綿織物は各農家で製造し，それを問屋が集荷販売するといった問屋制家内工業が各地で出現していた。鳥取県内でも久米郡の倉吉ではこのような問屋制家内工業の形態がみられ，このことがこの地方における綿業の発展に寄与していた。なお，倉吉で製造されていた綿織物は倉吉絣として知られていた。

ただ，幕末頃から外国から安価な綿やその加工品輸入が増加し，価格的に不利であった国内の綿業は次第に衰退していくことになる。明治時代以降は輸入品に対抗するための綿の品種改良などが行われた。

また，海外の綿糸や綿布などに対抗するために，政府は1877年（明治10年）から官主導による紡績所の設立を計画し，愛知県，広島県の２カ所に模範工場を設置するとともに，輸入紡績機の払い下げによる近代紡績所の設立を図った。これら紡績所で生産される綿糸は品質優良であったため，従来の家内工業による手挽（てひき）糸は衰退していった。一方で，紡績所の稼働に伴う原料綿の需要増は国内の綿花栽培を活性化させ，1887年頃まで綿花栽培の最盛期となった。

ところが，外国製品の代替のみならず外国市場への進出を目指す紡績業者は，国内綿より質の高い外国綿を必要とするようになり，結局のところ国内での綿作の衰退を加速させることになった。倉吉でも国内綿にこだわらず輸入綿を受け入れるようになり，このことが県内綿業を圧迫することになった。以後，縮小を続ける綿作に代わって台頭してくるのが養蚕業である。

（４）製紙業（因州和紙）

鳥取県での和紙製造の起源は古く，10世紀初頭頃とみられている。江戸時代から明治時代の中頃までは全国各地で紙漉（かみす）きが行われていたが，中国地域における代表的な産地としては，周防，安芸，備中などが知られていた。鳥取県の因幡地方

図表６　鳥取県における主要産業の分布（江戸時代～明治時代）

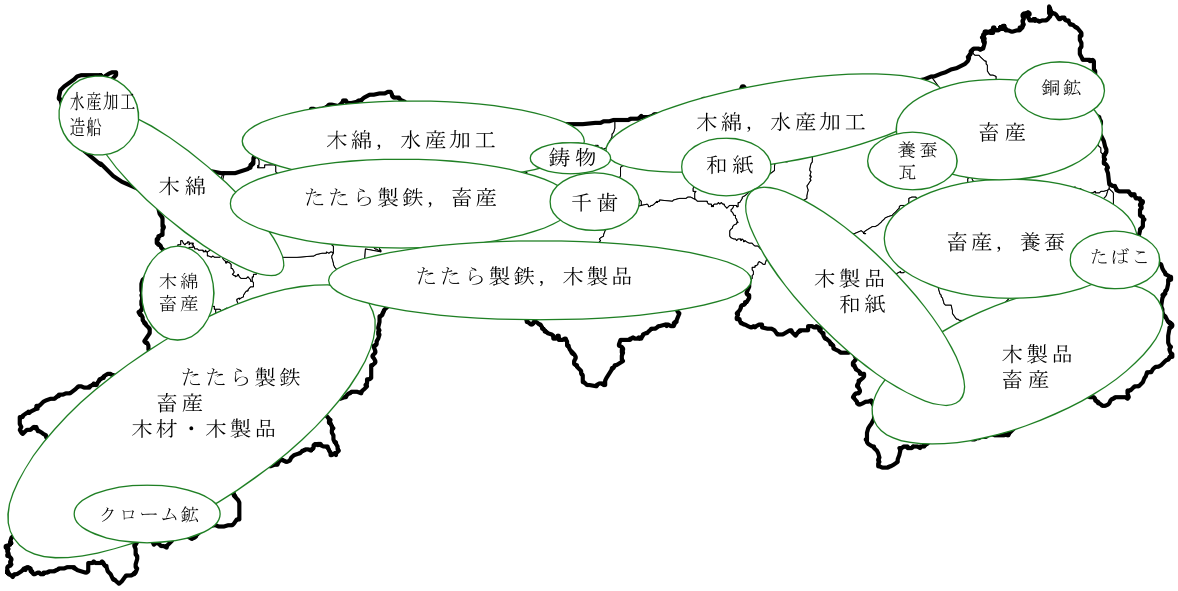

注：各市町村の境界は2004年（大規模合併前）時点のもの
資料：各市町村の郷土史などによる

では領主の殖産政策により，良質な水が大量に使用できた村を中心に和紙が生産され，藩の御用達として年々盛んになっていった。

県内での和紙の産地としては，気多郡（後：気高郡）の日置村，勝部村（いずれも後：青谷町，現：鳥取市），智頭郡（現：八頭郡）の用瀬村（後：用瀬町，現：鳥取市）などが最も古いとされている。藩は製紙原料として特に楮の栽培を奨励した。楮は県の風土に適していたため，山野に自生していたことによる。

藩政時代は製紙業は藩の保護下にあり，藩外への持ち出しは禁止されていたため発達が遅れた。しかし，明治時代における生産や出荷の自由化は和紙の発達を促した。1869年（明治2年）には藩は桑とともに楮の栽培を奨励し，1877年以降になるとこれに加えて三椏の栽培が急増していった。1879年頃からは学校教育の普及により，半紙の生産を開始した。

鳥取県の製紙業に革命をもたらしたのが，高知県から招いた吉井源太による指導であった。1887年（明治20年）に来訪した吉井源太は，苛性ソーダやカルキを利用して和紙の白色度を高めたのである。1888年になると原料における三椏の割合が6割を超えるようになり，県内産では不足するため島根県の石見地方，兵庫県の但馬地方などから大量に購入していた。

因州和紙では在来紙に比べ半紙の割合が高く，岡山，大阪，京都などへ出荷されていた。また，1889年（明治22年）にはフランスの大博覧会に因州和紙を出品して好評を博し，翌年から海外輸出も行われるようになったのであった。

（５）千歯

倉吉の千歯（稲扱に使用される農具）は明治時代から大正時代にかけて，全国の市場をほぼ独占するほどの勢いがあり，鳥取県における重要な地場産業となっていた。

千歯の起源は定かになってはいないが，江戸時代の元禄（1600年代末から1700年代初頭）の頃に，倉吉から鉄砲鍛冶になるべく大阪に修行に出た職人が，農村にとっては鉄砲より千歯が有利であると考えて，その製法を習得して帰ったという説，宝永・正徳（1700年代初め）の頃に発明されたとする説，享保（正徳の後）に事業が開始されたとする説などがある。いずれにしても，17世紀末から18世紀初め頃に起源があることは確かであるとみられている。

やがて，千歯は鳥取藩の特産品となり，伯州（伯耆の別名）名産として広く関東にまで普及していった。1874年（明治7年）には鳥取県の千歯の生産量は国内全体の5割近くを占めて，全国の首位となっていた。

千歯が発明されるまでは，稲扱は竹などを用いた原始的な器具で行われていたが，鉄製の千歯によって稲扱の能率は飛躍的に向上したことから，わが国の農業の歴史の中でも特筆すべきものであったとみられる。

倉吉に千歯の製造が発達したのは，伯耆で生産されるたたら製鉄による良質な鉄と，倉吉の優れた刀鍛冶の伝統があったことによるものである。倉吉にあった千歯の製造工場は大きいものでも職人数十人規模程度であり，最盛期にはこうした工場が二十数件あった。

明治時代の末頃には様々な改良型の千歯が出てくるようになり，千歯製造の機械化を図った倉吉改良稲扱株式会社なども出現した。しかし，この頃から足踏式回転脱穀機が登場したため，倉吉の千歯は急速に衰退し，大正時代半ばには多くの業者が廃業することになる。

（６）製茶

八頭郡や気高郡（現：鳥取市）には古くから山野に自生する茶があり，農家ではこれを自家用の番茶として活用してきた。智頭郡用瀬宿（後：用瀬村→用瀬町，現：鳥取市）の亀屋四郎三郎は自生の茶からの煎茶製造を考案し，1852年（嘉永5年），煎茶の講師を雇って茶業を行うことを藩に願い出て許可を受けた。同年末には京都の宇治から茶師を招聘，翌年には工師を招いて製茶工場を設置し有志に指導を受けさせた。これ以降，付近の農家で茶の栽培を始める者が増えていった。

1868年（明治元年）には亀屋四郎三郎が自ら神戸の外国商人のもとに訪れ，茶の輸出方法を研究するとともに，用瀬に従業者50人規模の工場を建設した。こうして，1877年（明治10年）から1882年頃には各地に大小様々な製茶工場が出現して輸出用茶の全盛期となり，茶は当時の鳥取県における最大の移出品となった。また，県内でも

智頭郡が製茶業の中心地となった。

1881年（明治14年）に東京で開催された第二回内国勧業博覧会では，智頭郡の茶が出品され，褒状を得るなどの評価を受けた。ところが，この頃から海外における茶の評価が次第に下がり始め，国内経済も不況に陥ったことから茶の価格が暴落するに至った。このため，県内の製茶工場は相次いで操業を停止し，亀屋四郎三郎の製茶工場も倒産したのであった。

これにより輸出向けの茶は壊滅状態となったものの国内向けの製茶は生き残り，1886年（明治19年）には製茶業再建のための茶業同業組合が結成された。また，鳥取県は静岡県から製茶巡回講師を招き，製茶の指導に当たらせるなどの対策で製茶業の興隆を図った。

（７）煙草

日野郡，八東郡（現：八頭郡）は古くから煙草の産地であった。日野郡では1838年（天保9年）に江府の木村右源太が煙草の乾燥法を発明し，これが大規模耕作の基礎となった。また，嘉永年間（1848～1854年）には内藤長次郎が火力による下穴乾燥小屋を発明したといわれている。

明治時代に入っても，利益率が高い煙草の栽培面積は徐々に拡大した。八東郡の煙草栽培は衰退傾向にあったが，日野郡の煙草は出雲や石見といった近隣はもちろん，境港経由で新潟方面に出荷されるなど好調であった。地区別の好不調はあったものの，県内の煙草は年々増産され，日清戦争後にピークに達した。ただ，1896年（明治29年）には国家財政の赤字を補う目的で，葉煙草専売法が実施され，煙草栽培には政府の許可が必要になると同時に，収獲はすべて政府に収納することになった。

このため，県内の煙草栽培は次第に減少するようになり，既に縮小傾向にあった八東郡の煙草農家はより有利な養蚕業にシフトしていった。こうして明治時代末には県内の煙草生産は激減することになる。

（８）造船

鳥取県では日本海に面した沿岸部で漁船の修理・製造が行われており，気高郡の賀露港（現：鳥取港）には比較的大きな船舶を製造する事業者もあったとみられている。鳥取県には造船用木材として利用できる品質優良な赤松が多く，頑丈な船体を製造できることから，四国や九州などからの依頼も多数あったといわれている。ただし，鳥取県内には，いわゆる西洋形の帆船などを製造できる技術を持った事業者はほとんどなかった。このような中で，県内で唯一，比較的規模の大きな造船業の拠点となっていたのが，西伯郡の境港であった。

江戸時代に鳥取県で最も重要な港湾となっていた境港には，1807年（文化4年）に藩営の造船所である御手船作業場が設置され，藩米輸送用の千石船の建造修理が行われていた。明治時代に入り，海運業の発展がみられるようになると，民間の造船業が盛んになり，境港では明治初年頃からいくつかの造船所が設立されている。このうち，数多くの船を建造するなど県の造船業において重要な役割を果たしたのが，1895年（明治28年）に創業した渋谷造船所と，1896年に創業した林造船所である。

このうち，渋谷造船所は当初，日本形帆船の建造を主としていたが，1898年（明治31年）頃から西洋形帆船を製造するようになる。後に，島根県の松江に移って以降も，西洋形の船を建造している。

一方，林造船所は兵庫県出石郡香住村（現：美方郡香美町）の出身である林徳助（旧姓：駒居徳助，1896年に鳥取での養子縁組により改姓）によって設立されたものだが，同氏は1869年（明治2年）に造船業を興すため，北海道の室蘭・函館の造船所で西洋形帆船の研究に従事していた。その後，東京の石川島造船所に招かれ，さらに著名な実業家であった川崎正蔵による東京の川崎築地造船所（1878年[明治11年]創業）に入所した。後に，1881年（明治14年）の神戸での川崎兵庫造船所（後：㈱川崎造船所，現：川崎重工業㈱）の設立にも参画し，1882年には川崎築地造船所の跡を受けて駒居造船所として独立した。

その後，生まれ故郷であった兵庫県北部を含む山陰地域に，西洋形帆船や汽船などの造船業がほとんどなかったことから，山陰地域での造船事業を志した。また，山陰地域で造船業を始めるに当たり，古くからの優良港湾であった境港が造船業の適地であると考えた林徳助は，ここに林造船所

を設立したのであった。

以来，林造船所では最新の造船技術を用いて数多くの西洋形帆船，改良漁船などを建造し境港における海運業や漁業の振興に寄与した。1917 年（大正 6 年）になると，林徳助は息子などとともに合名会社山陰造船所を設立，汽船の建造を開始しているが，大正時代半ば以降の動向については不明であり，間もなく廃業した可能性もある。

（９）鉱業

鳥取県における最も重要な鉱業は，たたら製鉄の原料となる砂鉄であったが，この他にもいくつか鉱山の開発が行われていた。

岩井郡（現：岩美郡）の法正寺村（現：岩美町）では江戸時代に銅山が開発され，明治元年には廃坑となっていたが，1880 年（明治 13 年）に操業を再開した。日清戦争中の 1894 年（明治 27 年）には本格的な開発が行われ，宝得鉱山という名称で運営された（1908 年閉山）。

宝得鉱山の裏側には荒金鉱山（岩美鉱山）があり，古く 700 年代には既に銅鉱が発見され，和銅年間（708 ～ 714 年）に元明天皇に銅を献上したことから，「鉱」と命名されたといわれている。明治時代に入り，宝得鉱山の経営者が 1897 年（明治 30 年）に銅鉱を発見し採掘が開始，1920 年（大正 9 年）に休山するものの，1923 年（大正 12 年）には久原鉱業株式会社の経営に移り，新たな採鉱技術により再開された（1955 年閉山）。

日野郡では 1900 年（明治 33 年）頃にクローム鉱が発見され，合金鉄や薬品，耐火煉瓦の材料として利用された。八幡製鉄所の設立後は製鉄用耐火煉瓦向けの原料として注目された。

３．殖産興業と士族授産

（１）初期の商工業

明治政府は廃藩置県と地租改正により，封建制度を解体して中央集権の近代国家への基礎を固めた。このうち地租改正は，旧来の年貢に代わって全国一律の税制を確立することが目的であり，これらを基礎として富国強兵と殖産興業に向けて邁進していくことになった（図表 7）。

この頃はまだ旧士族に対しては秩禄（奉公に対する報酬で，いわゆる給与に該当する）を払って

図表 7　地租改正の概要

	年貢	地租改正後
納税者	生産者(注)	土地所有者
納税方法	物納	金納
納税単位	村	個人
課税基準	収穫高(収穫量)	地価(収獲力に応じて算出)
課税制度	藩ごとに異なる	全国一律
税率	収穫高の4～5割	地価の3%

注：土地の私的所有の概念がなかったことによるものであり，実質上は土地所有者であった
資料：鳥取県「鳥取県史　近代　第二巻　政治篇」ほか

いたが，身分制度の解体と職業の自由化に伴い，士族が自立した生計を立てられるよう，徐々に秩禄への依存から脱却させる方針をとった。この一環として，1874 年（明治 7 年）には百石以下の士族の秩禄を打ち切る代わりにその数年分に相当する現金と秩禄公債（いわゆる国債証券）が交付されるなど，段階的に秩禄が廃止されていった。

こうした中で，民間では勧業社や木綿会社，共賑社，協救社などの零細企業が乱立し，士族や地主はもちろん，一般民衆なども競って商売を始めるなどの状況が出てきた。特に士族は秩禄公債を元手に商工業を始める者が相次いだが，その多くは失敗に終わった。これら初期の商工業はそのほとんどが，激変する経済環境に対処する能力に欠けていたこともあり，1876 年（明治 9 年）頃までには姿を消していった。

（２）殖産興業政策の展開

明治政府は 1872 年（明治 5 年）に国立銀行条例を制定，1876 年にはさらにこれを改正し，近代国家として金融制度の確立を図った。財政と金融という国家の経済的な基礎を固めた明治政府は，産業の近代化政策として殖産興業政策を展開していった。1877 年（明治 10 年）の内国博覧会の開催，通信網の整備，西洋式の農工業の導入，治山治水事業などはすべてこの殖産興業政策に沿ったものである。

なお，この頃には国全体として殖産興業が進んでいたものの，鳥取県は 1876 年から島根県に編入されていたこともあって，勧業政策はあまり進

まなかった。1880年頃になると旧鳥取士族の困窮が目立つようになったことから，島根県は士族の授産資金を1881年初頭に政府から借り受け，この資金で桑苗の貸付や養蚕伝習所の設立を行った。ただ，これは単なる授産事業にとどまり，殖産興業と呼べるほどのものではなかった。

1881年9月には鳥取県が再置され，再び県としての体制を整えた。この頃政府は支出削減や増税などによるデフレ政策をとっており，国内経済は沈滞気味となっていた。これは，西南戦争（1877年に発生した九州の旧士族による反乱）での戦費調達のため紙幣を濫造した結果，インフレが進展していたことによるものである。

このような中，鳥取県では殖産興業を行うべく，1882年から博覧会や品評会などを開催し，さらに米，煙草，麻，養蚕，製茶，畜産など多方面にわたり同業組合や伝習所を設置するなどの勧業政策を行った。しかし，こうした勧業政策にもかかわらず，鳥取県における産業振興や景気回復は全国に比べ遅れ気味であった。鳥取県での本格的な景気回復と，生産活動の活発化や新たな工場の設置がみられるようになるのは1888年（明治21年）頃からとなる。

なお，鳥取県における勧業政策のうち重点施策となっていたのは米の改良と蚕糸業の奨励であった。明治時代半ばから昭和時代初期にかけて県内産業をリードするのが養蚕・製糸業である。養蚕・製糸業は鳥取県における殖産興業政策において，重要な役割を果たすことになる。

（３）士族授産

①士族授産事業の展開

明治維新によって，士族の職業の自由が保障されることになったが，多くの士族は職に就くことができず窮乏状態に陥り，政治結社を結成するなど不穏な状況もみられるようになっていた。

このような旧士族の窮乏を解消するための授産事業は，明治時代初期において特に重要なものとなっていた。例えば，士族を農業に従事させるための帰農政策の一環として，林野の開拓事業が行われた。沿岸部の砂浜地帯を新規開拓地として，士族の入植が行われ，畑作や桑園などが開かれた。中でも，養蚕業は県の勧業政策の中心であり，士族授産事業として最も重要視されていたため，士族の婦女子に対して蚕糸業の伝習を行ったり，桑苗を士族授産用として購入し，養蚕伝習所で講習を行うといった政策を通じて養蚕の普及と士族授産を図った。

県がこうした養蚕・製糸を重視していたことは，授産事業の内容からみても明らかであり，桑の栽培を行うための桑園の設置，桑の栽培を主な目的とした宇部ノ山開墾，鳥取や米子への製糸場の設置，生糸を用いた機織試験場の開設など，様々な取り組みが行われていた（図表８）。

これら事業のうち，製糸場については県外講師による伝習が行われ多数の修了生を輩出するなど，授産事業の中でも最も成功したものの一つであった。ここの修了生は各郡に設置された伝習所の講師を務め，多くの製糸技術工を育て，鳥取県の生糸は横浜などへ出荷されるようになる。

その後，鳥取県における生糸が品質優秀なものとしての評価を受け，さらに県外から製糸工場，足袋工場が進出するなど，繊維産業の発展がみられるようになるが，これは，この時期の士族授産

図表８　主な士族授産事業

	設置年	概　　要
糸挽木綿取扱所	1882年	鳥取に設置された士族の夫人など女性による綿糸・織物。
桑園	1885年～	岩美郡，気高郡，東伯郡などに設置された桑園。
足袋試製場	1885年	糸挽木綿取扱所に併設され，製品の主な販路は北海道であった。
鳥取製糸場	1883年	伝習所を併置して群馬県から講師を招いて座繰製糸の習得を図った。1885年には改良足踏器械を導入，多数の女性がここで学んだ。また，ここの修了生は各地の伝習所に講師として派遣された。
鳥取製糸場米子分場	1886年	西伯郡米子町などの士族授産を目的に開設。
製品購入所	1884年	製糸共同販売を目的に，鳥取製糸場内に設置した。
宇部ノ山開墾	1881年	岩美郡宇部ノ山への移住を目指し，桑の栽培を行うための開墾事業。
機織試験場	1883年	鳥取に開設され，愛知県から講師を招いて縞や絣など各種絹織物の製造を行った。京阪神方面から北海道にまで販路を拡大するなどの成果があった。

資料：鳥取県「鳥取県勧業沿革」

事業の影響によるものではないかと考えられる。この他，織物業においても機織試験場を模範として事業が興され，試験場で技術を修得した工員が地元工場で雇用されるなど，授産事業が織物業の発展に大きく寄与した。

なお，県の主導による士族授産事業については，1890年（明治23年）に鳥取，米子，倉吉にそれぞれ士族授産社が設立され，事業が引き継がれた。その際，士族授産社の設立にかかった資金の残余を用いて県立物産所が開設された。ただ，これら士族授産社の経営は必ずしも順調でなく，紛争も絶えなかったといわれている。

②悔改（かいかい）社による士族授産

鳥取県が島根県のエリアとなっていた頃，鳥取の町は寂れ，旧士族などは生活に困窮する状態であった。このようなことを背景に，1880年に旧士族で組織されたのが貧窮隊と呼ばれる組織であった。また，同年，鳥取士族の窮状を救うことを目的に結成されたものに悔改社がある。悔改社はキリスト教宣伝，民権伸張，政談演説などを主な目的としていたが，貧窮隊を吸収して鳥取県再置運動の中心となるなど，鳥取の一大勢力にまで拡大していった。

1880年末に悔改社は士族授産の一環として官林の払い下げを県に申請している。次の士族授産事業として，悔改社は牧牛資金募集を提案したが，これは富豪から資金を借り入れ，県から牧場の払い下げを受け，牝牛500頭を買い入れて牧畜事業を行うというものであった。ただ，これらはいずれも払い下げや借り入れなどに頼ったものであり，実現はしなかった。なお，1881年に悔改社は共斃（きょうへい）社へと名称変更している。

共斃社は下級士族を中心とした組織だが，上級士族を中心とした同様な組織に愛護会があった。愛護会は旧鳥取士族による団体であった共立社や，士族授産のための米穀融通会社共興社のメンバーが中心となって設立したものである。どちらかといえば暴力的な活動が多かった共斃社に対し，愛護会は穏健な立場から政府への陳情活動や士族授産を行っていた。ただ，いずれにしても，共斃社，愛護会とも困窮する旧士族を救うという目的や，鳥取県の再置を求めて活動を行っていたという点では一致していた。

③鳥取県再置後の士族授産

共斃社や愛護会の活動などもあって，1881年（明治14年）半ばに鳥取県が再置された。愛護会に属するメンバーの多くが県や郡の職員に任じられ，一方でその母体となった共立社は1881年末頃に実質的な活動を停止，共斃社については1882年に解散した。こうして，それまで鳥取県内にあった旧士族による勢力は，実質上ほぼ解体された。

ただ，鳥取県は再置されたものの，旧士族の窮状は依然として続いていた。こうした窮状を救うべく1883年（明治16年）に設立されたのが養育院であり，1884年半ばからは県の補助金を受けて委託経営を行っていた。

養育院では様々な職種を割り当てて労働させていたが，院外に雇われて派遣労働を行うこともあった。しかしながら，この頃には物価が上昇しつつあったこともあり，士族の貧困はなかなか改善されず，兵役に志願するなど軍事に関心を寄せるものもあったとみられている。

このほか，士族授産の一環として北海道への移住なども行われた。鳥取県は県内の生産力に対して住民が多すぎるため，他の土地に移住させることが授産にとって最も望ましいとの考え方によるものであった。

㈶中国地方総合研究センター　広実　孝
（中国電力株式会社より出向）

《参考文献》

鳥取県『鳥取県史 近代 第1巻 総説篇』(昭和44年)
〃 『 〃 第2巻 政治篇』(昭和44年)
〃 『 〃 第3巻 経済篇』(昭和44年)
八村信三／鳥取市役所『鳥取市史』(昭和18年)
鳥取市役所『市史 鳥取市七十年』(昭和37年)
米子市役所『米子市史』(昭和17年)
米子市史編さん協議会『新修米子市史 第三巻 通史編 近代』(平成19年)
倉吉市史編纂委員会『倉吉市史』(昭和48年)
境港市『境港市史 上』『境港市史 下』(昭和61年)
岩美町誌刊行委員会『岩美町誌』(昭和43年)
安達三二/日南町史編纂審議委員会『日南町史 近代 政治経済1』(昭和59年)
用瀬町『用瀬町誌』(昭和48年)
ほか，各市町村史・誌，社史など